

第十八回 貴族院議事速記録第三號

明治三十六年六月一日(月曜日)

午前十時十一分開議

議事日程 第三號 明治三十六年六月一日

午前十時開議

- 第一 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出案 議院送付) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第三 事業公債條例中改正法律案(政府提出案 議院送付) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第五 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出案 議院送付) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第七 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出案 議院送付) 第一讀會
- 第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第九 明治二十七年法律第十號中改正法律案(政府提出案 議院送付) 第一讀會
- 第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第十一 度量衡法中改正法律案(政府提出案 議院送付) 第一讀會(特別委員 長報告)
- 第十二 國有土地森林原野下戻申請期間ニ關スル法律案(衆議院提出)
- 第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

[仙石書記官朗讀]

去ル二十九日左ノ通り政府委員被仰付タル旨政府ノ通牒ヲ受領セリ

農商務省所管事務政府委員

農商務省農務局長 農學博士 酒 勾 常 明君  
 各特別委員會ニ於テ當選シタル委員長及副委員長ノ氏名左ノ如シ

粗製樟腦、樟腦油專賣法案特別委員會

委員長 子爵谷 干 城君 副委員長 伯爵吉井 幸藏君

地租條例中改正法律案特別委員會

委員長 三 浦 安君 副委員長 伯爵日野 資秀君

度量衡法中改正法律案特別委員會  
 委員長 子爵鍋島 直彬君 副委員長 子爵青山 幸宜君  
 刑事訴訟法中改正法律案特別委員會  
 委員長 三好 退藏君 副委員長 子爵久松 定弘君

去ル二十九日資格審査委員會ニ於テ當選シタル委員長及副委員長ノ氏名左ノ如シ  
 委員長 伯爵廣澤 金次郎君 副委員長 富井 政章君

同日豫算委員會ニ於テ當選シタル委員長及副委員長ノ氏名左ノ如シ  
 委員長 子爵谷 干 城君 副委員長 伯爵正親町 實正君

同日選定シタル豫算委員ノ分科擔當ノ氏名左ノ如シ  
 第一科(歳入)  
 伯爵正親町 實正君 伯爵日野 資秀君 子爵牧野 忠篤君  
 男爵渡 邊 清君 平山 成信君 西村 亮吉君  
 中島 永元君 藤田 四郎君 山田 卓介君

第二科(外務省)  
 子爵山本 實庸君 子爵岡部 長職君 子爵稻垣 太祥君  
 三好 退藏君 湯地 定基君 富田 鐵之助君  
 奧山 政敬君 宮島 誠一郎君 早川 周造君

第三科(内務省)  
 伯爵萬里小路通房君 伯爵清棲 家教君 子爵伏原 宣足君  
 子爵堤 功 長君 男爵松平 正直君 高木 兼寬君  
 男爵紀 俊 秀君 久保田 讓君 橋本 吉兵衛君

第四科(陸軍省)  
 伯爵坊城 俊章君 伯爵吉井 幸藏君 子爵曾我 祐準君  
 子爵堀田 正養君 子爵松平 直平君 男爵伊藤 篤吉君  
 男爵小澤 武雄君 南郷 茂光君 下條 正雄君

第五科(農商務省)  
 子爵谷 干 城君 子爵京極 高典君 子爵鳥居 忠文君  
 子爵三島 彌太郎君 男爵有地 品之允君 小松原英太郎君  
 武井 守正君 高橋 喜惣治君 菊池 長四郎君

同日衆議院ヨリ政府提出臺灣事業公債法中改正法律案ヲ受領セリ

同日同院ヨリ同院提出國有土地森林原野下辰申請期限ニ關スル法律案ヲ受領セリ

去ル三十日同院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

鐵道敷設法中改正法律案

明治二十七年法律第十號中改正法律案

明治三十六年度歳入歳出總豫算追加案

(第二號)明治三十六年度歳入歳出總豫算追加案

(第三號)明治三十六年度歳入歳出總豫算追加案

明治三十六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

(特第二號)明治三十六年度特別會計歳入歳出豫算追加案

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

(第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

昨三十一日同院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

鐵道敷設法中改正法律案

事業公債條例中改正法律案

同日政府ヨリ日本勸業銀行法中改正法律案ヲ受領セリ

同日豫算委員分科ニ於テ選定シタル主査ノ氏名左ノ如シ

第一科 主査 伯爵正親町實正君 第二科 主査 子爵岡部 長職君

第三科 主査 伯爵清棲 家教君 第四科 主査 子爵曾我 祐準君

第五科 主査 子爵谷 干城君

同日内閣總理大臣ヨリ六月四日迄三日間帝國議會會期ノ延長ヲ命スル旨ノ

詔勅ヲ傳達セラレタリ

同日衆議院ヨリ左ノ通牒ヲ受領セリ

明治三十六年勅令第八號

右本院ニ於テ承諾スヘカラサルモノト議決セリ因テ及通知候也

明治三十六年五月三十一日

衆議院副議長杉田定一

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

同日同院ヨリ左ノ同院提出案ヲ受領セリ

日本勸業銀行法中改正法律案

耕地整理法中改正法律案

私設鐵道法中改正法律案

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ日程ニ移リマス、鐵道敷設法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、朗讀ハ省略ヲ致シマス

〔左ノ通牒文及議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

鐵道敷設法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十六年五月三十一日

衆議院副議長杉田定一

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第九條中「金九千五百萬圓」ヲ「壹億貳百萬圓」ニ改ム

〔國務大臣男爵曾禰荒助君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵曾禰荒助君) 本案ノ提出理由ハ今喋々ヲ用キマセヌガ大體一言申上ゲマス、此案ノ必要ニ至リマシタノハ御存ジノ通り鐵道ノ建設並改良ノ方ニ充テマシテ置キマシタル資金ヲ轉ジマシテ海軍ノ擴張ニ用キマシタルコトニナリマシタ、故ニ此案ノ提出ノ已ムヲ得ザルニ至ッタノデゴザイマス、速ニ御議了アラムコトヲ希望イタシマス

○久保田讓君 唯今ノ御説明ハ少シ聽取リ難イコトゴザイマシタカラ一應御尋シマスガ、詰リ海軍擴張ノ爲ニ要スル金ヲ……其基金ニ充テル爲ニ通常歳入ヲ以テ補填スルコトニナッタカラ其代リニ公債ヲ募集シテヤルト云フコトニナッタト云フキウナ説明ト承リマシタガ、果シテ左様デゴザイマシタカ、少シ其所ガ判然イタシ兼チマスルガ、兎ニ角前議會ニ於キマシテハ政府ハ地租増徴ヲシテアル所ノモノヲ繼續ヲシテ、ソレヲ財政ノ基礎トシテ案ヲ提出セラレタノデアリマスルガ、其後如何ナル事情ガアルカ其地租案ヲ撤回シテ而シテ之ニ代フルニ公債ノ案ヲ提出ニナッタヤウニ見エル、然ルトキニハ財政經畫ト云フコトニ付テ大ニ變更イタシタコト、本員ハ信ジマスルノデアリマス、然ラバ此財政方針ノ變革ト云フコトハ實ニ重大ナ事件デアラウト考ヘマスルニ依ッテ、地租ヲヤメテ地租ニ代フルニ公債ヲ以テセラレタ所ノ理由、即チ其利害得失並政府ノ執ッテ行カレル所ノ財政ノ方針ト云フモノガ果シテ十六議會以來ノ方針ヲ變換セラレナイノデアルカ、或ハ其方針ヲ大ニ變更セラ

レタノデアアルカ、即チ將來政府ガ確信シテ執ツテ行カレル所ノ方針ハ如何デア  
ルト云フコトヲバ今少シ明瞭ニ御説明ヲ請ヒタイト思ヒマス

〔國務大臣男爵會禰荒助君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵會禰荒助君) 唯今久保田君カラ御問デアリマスカラ更ニ申  
上ゲマス、先年地租ヲ繼續シマシテ海軍ニ充テルト云フコトヲ考フ極メ、尙  
ホ鐵道ノ方ハ初カラ御約束ノ通りノ二千万圓ノ増租ノトキノ御約束通りニ  
鐵道ノ費用ニ充テルト云フ斯ウ云フ計算デゴザイマシタノハ更ニ申上ゲルマ  
デモナク御承知ノコトデアリマス、今度ハ地租ハ殆ド絶對ニ繼續スルコトハ  
イカナイト云フ意向ガ判然イタシマシタニ依テ、已ムコトナク地租案ヲ撤回  
イタシマシテ之ニ代フルニ、先ノ御約束通りノコトトハ違ヒマスケレドモ、  
鞏固ナル財源ヲ以テ海軍ノ擴張ノ資ニ充テ、而シテ元來ガ公債ヲ以テ爲シテ  
宜シイ事業ナル所ノ鐵道ノ方ヘ向ケマシテゴザイマス、故ニ將來ノ財政經畫  
ト、是マデ唱ヘル所ノ財政經畫ト違フデハナイカト云フ御問デアリマシタガ、  
違ツテ來マス、其違ヒハ成ルベク公債ハ募ラヌト云フ決心デゴザイマシタガ、  
此際ニ於キマシテハ少ナク公債ヲ募ルト云フコトハ申シ得ラレマスケレド  
モ、公債ヲ募ラズシテ事業ヲ爲シテイケヤウカト云フ御問デアリマスケレド、公  
債ヲ募ラネバ兩方トモ完成スルコトハ出來ヌノデアリマス、此先ノ財政上ニ  
於キマシテ是シキノ公債ヲ募リマシテモ經濟界ニハサウ響キヲ生ジサセヌト  
云フ決心ヲ執ツテ居ル所デアリマス

○中島永元君 本員モ政府ニ質問ガアリマス、今財政ノ方針ノ變々トハ大  
藏大臣ノ説明デ略分リマシタガ、此短期ノ議會ニ此法律ヲ提出ニナリマシテ  
是非コレガ決議ニナラネバナラヌト云フ御主意ハ如何ナ譯デアリマセウカ、  
ソレガ第一デアリマス、ソレカラ計算ノコトニ付テ少々伺ヒタイ、此鐵道ノ  
事業ノ爲ニ公債ノ既ニ豫算ニ於テ議定ニナツテ居ルノガ九千九百、千万餘リア  
ルト思ヒマス、然ルニ今度ノ議會ニ鐵道事業ノ爲ニ費用ノ増加ヲ要求セラレ  
タノハ四千万圓餘アルト思ヒマスガ、サウ致シマスケレド既ニ九千九百万圓  
ノ上ニ四千万圓増スト云フコトニナリマスケレバ餘程ノ額ニナリマスガ、一  
億二百万圓ト申シマスケレバ是マデノ議定ノ上ニ僅カニ二百万圓ノ増加ニナリ  
マス、其邊ハドウ云フ計算ニナリマスカ、ソレカラ九千九百万圓ノ中、既ニ支  
出ニナツタ額ト云フモノガ大約七千万圓餘デアラウト考ヘマス、ソレハ三十五  
年度、三十六年度ハ是マデノ財政ノ方針ニ依ツテ普通ノ歳入カラ餘程支出セラ

レタト考ヘマスガ、サウ云フ御約束モアッタヤウデスカラ……サウ致シマスケ  
マダ餘程議定額ノ中ニ二千万三千萬ハ餘リガアラウト思ヒマス、サウ云フ財  
政ノ景況デアアルニ此短期ノ議會ニ提出ニナリ、僅カニ三百万カソコノ増額ノ  
要求ト云フコトハ一向理由ガ分リマセヌ、一ツ御説明ヲ願ヒタイ

〔政府委員松尾臣善君演壇ニ登ル〕

○政府委員(松尾臣善君) 唯今御尋ネニナリマシタ此計算ハ大分込入ッテ居  
リマスルカラシテ委シクハ、若シ委員會ニ付セラレマスルナラバ其席デ申シ  
マセウト存ジテ居リマシタガ御尋ネニ依リマシテ大要申上ゲマスデゴザイマ  
ス、此鐵道公債ノ今日法律ニ上ッテ居リマスノハ九千九百万圓デゴザイマス、  
其九千九百万圓ト云フ數ノ出マシタ實際ハ九千四百八十四萬圓ト云フノガ豫  
算デ極ツテ居ル高デゴザイマス、ソレデ九千九百万圓ト法律ノ上デハ繰上ゲテ  
記載シテアリマスノデゴザイマス、實際カラ云ヘバ法律ノ九千九百万圓ニ對  
シテ豫算デ極ツタノハ九千四百八十四萬圓、ソレカラ第十六議會デ豫算ニ於  
テ増加セラレマシタ高ガ四百三十四萬圓デザリマス、ソレカラ此度増額ヲ  
要求シマス高ガ四千四百一十一萬圓デザイマス、合セマシテ一億四千六十万  
餘圓トナリマス、其上ヘ是マデ鐵道公債ヲ募集シマシテ發行價額ト公債額面  
トノ差金ガ六百二十五萬圓、ソレカラ倫敦デ公債ヲ募集シマシタトキニ公  
債募集金ノ中カラ經費ヲ仕拂ヒマシタモノガ十一萬圓、之ヲ合セマスト一  
億四千六百九十六萬餘圓ト云フ高ニナリマス、即チ三十五年度ト三十六年度  
ニ一般會計カラ仕拂ヒマスルモノガ二千六十五萬餘圓、ソレカラ三十七年度  
以後一般會計カラ仕拂ヒ得ラレマス高ガ二千四百七十三萬餘圓、此兩様カラ  
仕拂ヒマス高ガ合計ガ四千五百三十五萬圓餘デゴザイマス、之ヲ先ニ申上ゲ  
タ統計ノ一億四千六百九十六萬餘圓カラ引去リマスト一億百六十一萬餘圓ト  
ナリマス、ソレデ此度法律ノ上デ一億百六十一萬餘圓ヲ一億二百万圓ト繰上  
ゲテ法律ノ改正ヲ要求イタシマシタ譯デアリマス、ソレカラ此僅カノモノヲ  
今要求スルハ如何ト云フ御尋ニ對シマシテハ、是ハ今申上ゲルヤウナ計數ニ  
ナリマスカラ、即チ其豫算上ノ員數ト法律上ノ員額ト相合フコトヲ必要ト致  
シマスル、又此經畫ニナリマスルニ付キマシテハ、ソレノ改正ヲ要求セザル  
ヲ得ザル次第デゴザイマス

○中島永元君 此年度ニ是非要ルト云フ譯デハ無イノデゴザイマスカ、又計  
算ノ上デハ今御説明ニナリマシタガ、能ク計數ヲ……餘リ多クゴザイマシタ

カラ分リマセヌガ、今此年度ニ必要デアルカ無イカラ……  
○政府委員(松尾臣善君) 是ハ此本年豫算ニ於テ要求シテゴザイマスル追加要求ノ高ト相合フ爲ニ此法律上ノ改正ヲ必要ト致シマスル

○議長(公爵近衛篤磨君) モウ御質問ハゴザイマセヌカ……他ニ御質問モ無クバ委員ノ選定ニ移リマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 此委員モ議長指名デ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 事業公債條例中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、朗讀ハ省略シマス

事業公債條例中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十六年五月三十一日

衆議院副議長杉田定一

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

事業公債條例中左ノ通改正ス

第一條中「證書額面壹億五千万圓」ヲ「壹億七千五百万圓」ニ改ム

〔國務大臣男爵曾禰荒助君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵曾禰荒助君) 本案提出ノ理由モ前キノ鐵道敷設法ノ提出ノ理由ト同一デゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 御質問モ無クバ委員ノ選定ニ移リマス、是ハ前ト同一委員ニ付スルガ便利デアラウト思ヒマス、御異議ガ無クバ其通り……

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 臺灣事業公債法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

臺灣事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十六年五月二十九日

衆議院副議長杉田定一

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

臺灣事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ如ク加フ

政府ハ時宜ニ由リ前項ノ据置年限ヲ五箇年トシ其ノ翌年ヨリ五十箇年間ニ償還スルモノトシテ起債スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ起債シタルモノノ利子ハ毎年三月及九月ニ於テ之ヲ仕拂フ

第一項ノ規定ニ依ル公債ハ債權者ノ請求ニ依リ第二項ノ規定ニ依ル公債ニ變換スルコトヲ得

〔政府委員松尾臣善君演壇ニ登ル〕

○政府委員(松尾臣善君) 臺灣事業公債法ノ改正ヲ求メマス理由ヲ一言申上ダマス、此臺灣事業公債法ノ元ト制定ノ時分ニハ此公債ハ成ルベク臺灣若クハ支那地方デ募集スルガ便利デアラウト云フヤウナ考モゴザイマシタガ故ニ、其方ニ向ッテ此法ガ組織シテゴザイマスルノデ、所ガ其後彼ノ地方デ公債ヲ募ラウト存ジマシテモ未ダ公債ヲ募集スルヤウナ順序ニ立至リマセヌガ爲ニ、矢張り此公債ハ内地デ重ニ募集シテ居リマス、内地デ募集スルト云ヒマシテモ市場ノ募集……市場ニ於テ募集シタノデハゴザイマセヌ、矢張り大藏省ノ預金部ニ於テ此募集ニ應ジテ居ルモノガ多イノデゴザイマス、追々市場ニ是ガ流通スルヤウニ爲シタイト存ジマスル所ガ、此内地ノ現在ノ帝國五分利付公債、即チ鐵道公債、事業公債、北海道鐵道公債、此三公債ヲ合セテ五分利付公債ト稱スルノトハ御承知ノ通り一ツ形ニナッテ居リマスガ、其公債ト此臺灣事業公債ト違ヒマスル所ガゴザイマス、ソレハ此臺灣事業公債デハ据置年限ヲ十箇年トシテ、ソレカラ後四十五箇年ニ償却スル、斯ウ云フコトニナッテ居リマスノデ、ソレカラ利子ノ渡シ月ガ整理公債ト同ジク六月ト十二月ガ渡シ月ニナッテ居リマス、前ニ申シマスル五分利付公債ノ方ハ、五箇年据置デ後五箇年償却ト云フコトニナッテ居リマス、利息ヲ渡シマス期限ハ三月ト九月ニナッテ居リマス、ソレ故ニ此僅バカリ……僅カ三千五百万圓バカリデ公債ノ形ガ違ッテ出テ居ルモノデゴザイマスカラ、是ヲ市場ト取引スル時分ニ甚ダ不便ヲ感ジマス、其不便アリマスル爲ニ此法ニハ書イテハゴザイマセヌガ、遂ニ事實ノ上ニ於テ市場ニ價ヲ持チマセヌヤウナ今日ハ次第デゴザイマスルカラ、

此五分利付公債ト同ジヤウニ致シタイ、市場ノ取引ヲソレガ爲ニ滑ニ致シタ  
イト、斯ウ云フノガ此改正ヲ求メマスル主意デゴザイマスカラ、ドウゾ御審  
議ノ上御協賛アラントヲ願ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 此特別委員モ議長指名デ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 鐵道敷設法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、  
第一讀會

### 鐵道敷設法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治二十六年五月三十日

衆議院副議長杉田定一

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

### 鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條中「姫路近傍」ヲ「和岡山」ニ改ム

第七條中「姫路近傍」ヲ「和岡山」ニ改ム

第八條中「十二箇年」ヲ「二十箇年」ニ改ム

〔政府委員淺田德則君演壇ニ登ル〕

○政府委員(淺田德則君) 本案提出ノ理由ヲ一言イタシマス、敷設法ノ改正  
ヲ要スル點ガ二ツアリマス、即チ其一ハ第二條第七條中ニ「姫路近傍」トアリ  
マスルノヲバ「和岡山」ト改メマス、第八條ニ「十二箇年」トアリマスルノヲ「二  
十箇年」ニ改メルノデアリマス、デ此「姫路近傍」ヲ「和岡山」ニ改メマスルコ  
トハ、曩ニ兩院ノ協賛ヲ經マシテ決定セラレマシタル所ノ、姫路鳥取間ノ線路  
ニ付キマシテ、實地詳細ニ調査ヲ致シマシタ結果、此工事上ニ於キマシテ利  
害得失ヲ研究イタシマシタ、又將來鐵道ノ繫絡上ニ於キマシテ、此和岡山ヲ  
取りマス云フコトガ利益ナリト認メマスノデアリマス、デ尙又此十二箇年  
ノ期限ヲ二十ヶ年ニ改メマスルノハ御承知ノ如ク、此鐵道ノ第一期線ト申シ  
マスルノハ、二十六年コリ著手イタシマシテ、爾來間斷ナク工事ニ致々ト申  
テ著手イタシテ居リマスルノニ拘リマセズ、其間此社會經濟ノ變動、又政府  
ノ財政ノ都合ニ依リマシテ、屢、繰延ヲ致スコトノ已ムヲ得ナイ場合ニ遭遇イ

タシマシテ、今日モ其工事ハ未ダ半バナラズシテ、其期限ハ將ニ盡キムトスル  
ヤウナ場合ニ立至リマシタノデアリマス、故ニ此際ニ更ニ期限ヲ八箇年延シ  
マシテ當初ノ目的ヲ遂行スル積リデアリマス、ドウカ御賛成ヲ得マシテ速ニ  
決セラレムコトヲ……

○子爵會我祐準君 チョット御尋ネシマスガ、唯今議題ニ上ッテ居リマスノモ  
鐵道敷設法中ノ改正案デアリマス、第一號、本日ノ議事日程ノ第一號モ鐵道  
敷設法案ノ改正法案デアリマス、是ハ同ジ法律ノ案ノ中改正ガ二ツニナッテ  
出マスノハドウ云フ譯デアリマスカ、事柄ハ違ッテモ一緒ニナッテ出テ宜ササ  
ウナモノデアリマスガ、何ゾ是ハ譯ガアリマスカ

〔政府委員淺田德則君演壇ニ登ル〕

○政府委員(淺田德則君) 唯今ノハ矢張り同ジ敷設法ノ改正デアリマスルガ、  
提出ヲ致シマシタ時期ガ少シ異ッテ居リマシタカラシテ、ソレデ此二案ニナッ  
テ出テ居ルノデゴザイマス、殊ニ一方ノ方ハ全ク公債ノ方ニ關係シテ居ルコ  
トデアリマスカラ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 此委員モ議長指名デ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治二十七年法律第十號中改正法律案、政府提出、  
衆議院送付、第一讀會

明治二十七年法律第十號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治二十六年五月三十日

衆議院副議長杉田定一

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

明治二十七年法律第十號中改正法律案

明治二十七年法律第十號中「姫路」ヲ「和岡山」ニ改ム

〔政府委員淺田德則君演壇ニ登ル〕

○政府委員(淺田德則君) 本案ハ敷設法ノ改正ニ伴ヒマシテ其結果ト致シマ  
シテ此案ヲ提出イタシマシタ

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ハ日程第七ト同一ノ委員デ宜カラウト思ヒマス

ガ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 度量衡法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、特別委員長報告

度量衡法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決ス依テ及報告候也

明治三十六年五月三十日

右特別委員長

子爵鍋島 直彬

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

〔子爵鍋島直彬君演壇ニ登ル〕

○子爵鍋島直彬君 本案ノ委員會ノ經過ヲ報告イタシマス、本案ノ委員會ハ五月二十日ニ正副委員長ノ互選ヲ致シマシテ引續イテ開會ヲ致シマシタ、種種審議ノ末既ニ諸君ノ御手許ニ配布ニナツテ居リマスル報告書ノ通り、此改正案ハ可決スベキモノナリト議決イタシマシタノデゴザイマス、此改正案ノ最モ重モナル要點ハ御承知ノ通り、現行ノ檢定法ハ五箇年毎ニ一回定期檢定ノ法ニナツテ居リマシテ、ソレヲ此度此改正案デハ常設ノ官吏ヲ置イテ、平常檢定ヲ致ス、即チ常時檢定ト云フコトニ改マリマスノデ、是ガ改正ノ最モ重モナル大主意デアアル、其外ニ中央檢定所ト云フモノヲ東京ニ置カレマシテ、尙ホ其支部ヲ大阪ニ置イテ、此二箇所ニ於テ最モ極ク細微ナル度量衡ノ檢定ヲ爲シマス、其他ノ普通ノ度量衡ハ即チ各府縣廳ニ於テ檢定セシムルト云フコトニナリマス、是ガ重モナル此度ノ改正ノ事項デゴザイマス、此大體ノ變リマシタル結果ト、ソレカラ現行ノ吏員ト申スノヲ……吏員ト申シマスト種々ノ人ガ其中ニゴザイマシテ、雇員モアレバ町村ノ公吏モ關係シテ居ルト云フヤウナコトデアアル、ソレヲ此度ハ責任アル官吏ト云フコトニ改メルト云フ事柄ト、ソレカラ現行ノ取締上ノ缺點ノアル所ヲ補フト云フコトト、尙ホソレト同時ニ現行法ノ法文ノ不十分ナルヲ少シク改メルト云フコトデゴザイマス、ソレガ即チ此改正案ノ大體デゴザイマス、其理由ハ五箇年毎ニ一回ノ定期檢定ヲ爲シマスルノ不利益ナルコトハ、檢定ノ期ニ臨ミマシテ一時ニ多數ノ技術員ヲ募集養成スルコトノ困難ナルコト、又ソレガ爲ニ十分ノ技術員ヲ得ナ

イ、又檢定ノ結果ハ宜シクナイ、取締モ從ツテ行届カナイデ檢定ヲ受ケル人民ニ迷惑ヲ掛ケルコトガ往々アル、人民ヲシテ不便ヲ感ゼシメルコトガアル、其上現行法デハ餘ホド多額ノ經費ヲ要スル、詰リ現行ノ檢定法、度量衡法デハ檢定上ニ種々ノ煩雜ヲ來ス、是等ノ重モナル理由ヲ以テ改正スルト云フコトデゴザイマス、ソレカラ唯今申述ベマシタル此經濟上ノ事デゴザイマス、是ハ現行ノ檢定法ト改正案トヲ比較イタシマスルトキハ如何ニ經費ニ違ヒガアルカト申シマスルト、五箇年毎ニ其時々多數ノ技術員ヲ養成イタシマシテ、一時ニ派出セシメルト云フコトニナリマスルト、少數ノ常設ノ官吏ト致シテ常時ノ檢定ニ改メマスルトキニハ其經費ハ既ニ此前ノ定期檢定、即チ三十二年ノ時ノ經費ヲ試ニ五分イタシテ、此五分ノ一ヲ一箇年ニ割當テマスルト、丁度二十三萬百三十三圓餘ト云フモノニナツテ居リマス、然ルニ此度ノ改正案ニ依ツテノ計算デハ一箇年ノ經費ガ十八萬九千九百七十五圓餘ニナツテ居リマス、現行ノ五箇年ニ一回ノ一時ニ幾千人ト云フ技術員ヲ派出スルト云フコトニシマスヨリ一箇年ニ四萬百五十七圓餘減ジマスル、之ヲ五箇年ニ致シマスルト二十萬八百八十九圓ノ減額ニナリマス、斯ウ云フ積リデアルト申スコトデアリマス、尙ホ此短期ノ議會ニ急ニ本案ノ決定スルコトヲ要スル其譯ハ明年ノ一月ヨリ即チ現行ノ檢定ノ定期ニナリマスル、然ルニ此新法ヲ施行イタシマスルニハ技術員ノ養成又ハ檢定機械ナドノ新製等種々ノ準備ヲ要シマスルコトガゴザイマス、唯今直チニソレ等ノ準備ニ著手イタシテモ矢張り明年ノ一月ニ間ニ合フト云フ位ノコトデゴザイマス、ソレゾドウシテモ此大體ノ會議ヲ待ツテ此議案ヲ議スルト云フ時間ガ殆ド無イト申スコトデゴザイマス、ソレデ右様ナ譯デゴザイマシタ故ニ委員會ニ於テハ此改正案ノ通りニナリマスレバ、檢定モ確實ニナリ、取締モ行届キ、其上人民ノ不便モ少ナク、經費モ減ズルト云フコトデアツテ、此案ハ適當ノ法案デアアル、殊ニ唯今ノ様ニ既ニ明年ノ一月ヨリ五箇年ニ一回ノ現行ノ檢定ノ定期ニナツテ居リマスルト云フコトデアアル、故ニ一ノ修正モ加ヘズシテ議決イタシタ譯デゴザイマス、最早會期モ餘日ニ乏シイ今日デゴザイマスル故ニ何卒本案ハ讀會ヲ省略セラレテ直チニ議決セラレンコトヲ希望イタシマス

○南郷茂光君 贊成

○男爵金子有卿君 贊成

算ノ中ニハ本年ノ決算ニハ是マデ未ダ會テ顯ハレザル所ノ違法者ガ多イ、中ニハ詐欺ノ所爲ヲ爲シテ居ルト云フヤウナモノガ數箇所アル、又不法違法ノ廉ト云フモノハ非常ナ廉デアル、官紀ノ十分ニ振ハナイ有様ト云フモノハ、アノ決算ノ有様ニ於テモ私ハ窺知ルコトガ出來ラウト思フ、サウ云フ種々ナ有様デアツテ議院ニ於テハ或ハ大臣ノ不信任ノ決議ヲスルトカ、種々様様ナ變態ヲ來シテ居ル、併シ若シ眼ヲ轉ジテ海外宇内ノ有様、殊ニ東洋ノ有様ヲ願ミマシタナラバ諸君如何デアリマセウカ、實ニ我國ノ前途盛衰興亡ヲ決スルノ日ハ眼前ニ切迫イタシテ居ルト申サネバナリマセヌ、茲ニ於テハ是非トモ官民協同シテ舉國一致ヲ致シテ大ニ對外策ヲ講ジナケレバナラス時機デアラウト思フテ居ル、ソレ故ニ此際私ドモハ比較的ニ輕イ所ノ問題、即チ豫算ノ削減復活ノ如キ瑣々タル比較的ニ輕イ所ノ問題ヲ以テ徒ニ此上ニ紛擾ヲ加ヘルト云フコトハ甚ダ喜バヌコトデアリマス、左様ナ考ヲ以テ此豫算其他政府ノ財政方針ナドノコトモ、不同意ナガラ此際不問ニ附シテ置カウト云フ考デアリマス、而シテ別ニ大ニ行政財政ヲ根本的ニ整理ヲ致シテ、更ニ大ニ人心ヲ鼓舞作興スル所ノ途ヲ講ジテ、社會及國家ノ表面ニ現ハレテ居ル所ノ種種ナ弊害ヲ、根本カラ除キ去ルコトノ出來ルヤウニアルコトヲ切望イタスノデアリマス、決シテ唯一院ノ妥協ガ調ウタカラソレデ宜シイ、或ハ一議會ガ唯無事ニ濟ンダカラソレデ宜シイ、又一ツノ議案ガ無事ニ通ツタカラ先ヅ是デ宜シイ、或ル一事件ガ無事ニ結了シタカラ宜シイトカ云フヤウナ、唯目前ヲ彌縫スルヤウナ考ヲ止メテ、サウシテ大ニ根本カラシテ政務ノ疏通ヲ圖リタイト云フコトノ考デアリマス、ソレデ其事柄ハ多分不日ノ本議場ニ現ハレテ來ルヤウニナルデアラウカト私ハ考ヘルノデアル、是ガ即チ私ノ此豫算案並政府ノ財政ニ不同意デアアルガ、目下之ヲ不問ニ附シテ置クト云フ理由ノ概要デゴザイマス

○伊澤修二君 本員ハ文部大臣ニ質問ヲシタイ

○議長(公爵近衛篤磨君) 伊澤君ニ御注意イタシマスガ、文部省ニ關スルコトデアリマスレバ、文部省ノ箇條ニ入ツテカラ願ヒタイ

○伊澤修二君 唯今ノ久保田君ノ演說ニ關係モアリマスカラ此際チヨット…

○議長(公爵近衛篤磨君) 文部省ダケノコトデアリマスカ

○伊澤修二君 サウデゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレナラバ其時ノコトデ宜カラウト思ヒマス

○伊澤修二君 左様デゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 外務省所管、内務省所管、…御異議ガゴザイマセヌケレバ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 次ハ大藏省所管

○男爵藤村紫朗君 大藏省ノ政府委員ニチヨット御尋イタシタイ、此豫算ニ出テ居リマスル農工銀行ノ補助金ト云フモノヲ衆議院ニ於テ削除サレタノデゴザリマスガ、是ハ法律ノ結果トシテ又政府ノ義務トシテ餘程必要デハナイカト私ハ考ヘテ云ツタ、就テハ政府デハ此貴族院ニ向ッテハ必ズ復舊ヲ請求サレルコトデアラウト考ヘテ居リマシタガ、ソレ等ノ御請求モ無イ、然ラバ政府ハ此補助ハ何カ別ニ御支辨ニナル御考デアルカ、豫備金等ヲ以テ支出スルト云フヤウナ御考デアルカ、一應伺ヒタイノデゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 藤村君ニチヨット御注意イタシマスガ、唯今ノハ總豫算ノ追加デ、其所マデ行ッテ居リマセヌ、其場合ニ御質問ガアッタラ宜シイト思ヒマス

○男爵藤村紫朗君 宜シウゴザリマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 大藏省所管、御異議ガ無ケレバ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 次ハ陸軍省、海軍省…御異議ガ無クバ原案ニ決シマス、御異議ハ無イノデアリマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 司法省所管、文部省所管

○伊澤修二君 此際本員ハチヨット文部大臣ニ質問シタイ、先刻ノ久保田君ノ演說ニモアリマシタ通り、此教科書編纂ト云フ大事業ニ關シテ僅ニ二万二千圓餘ノ金ヲ請求サレテアルト云フノハ實ニ是ハ不思議ナ話ト本員ナドハ考ヘテ居ル、是ハ大體文部大臣ニ於カレテ二万二千圓ヲ以テ此事業ヲナサレル考デゴザイマスカ、或ハ是ヨリハ巨額ノ金ヲ要スルガ何カ勢ヒ茲ニ至ッタモノデアルカ、其一ツ内實ヲ御聞キ申シタイト思ヒマス

〔政府委員岡田良平君演壇ニ登ル〕

○伊澤修二君 文部大臣モ此所ニ見エテ居ラルルヤウデアリマスカラ直接文部大臣ヨリ御聞キ申シタイノデアリマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 此特別委員モ議長指名デ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 耕地整理法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會  
耕地整理法中改正法律案  
右本院提出案及送付候也  
明治三十六年五月三十一日  
衆議院副議長杉田定一

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

耕地整理法中左ノ通改正ス

第四十四條 整理委員ハ設計書及規約ノ定ムル所ニ依リ整理工事ノ施行、  
整理ニ關シテ生シタル債務ノ辨濟其ノ他整理施行ニ關シ一切ノ事務ヲ處  
理スルノ責ニ任ス

第六十四條第二項ヲ左ノ如ク定ム

整理委員カ規約ノ定ムル所ニ依リ日本勸業銀行又ハ農工銀行ヨリ借入レ  
タル金額及其ノ利子ニ付テハ參加土地所有者者連帶シテ其ノ責ニ任ス  
第六十五條 參加土地所有者費用ヲ完納セサルトキハ市町村長ハ整理委員  
ノ請求ニ因リ市町村稅徵收ノ方法ニ準シテ之ヲ徵收ス

前項徵收金ハ整理地區ニ編入シタル土地ニ關シ市町村其ノ他之ニ準スヘ  
キモノノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有ス

參加土地所有者夫役ヲ供給セサルトキハ整理委員ハ金額ニ算出シテ之ヲ  
徵收ス此ノ徵收ニ付テ亦前二項ノ規定ニ依ル

○議長(公爵近衛篤磨君) 是モ前議案ト同性質ノモノト認メヌカラ同一委  
員ト致シテ宜シウゴザイマスカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ其通りニ決シマス、唯今御委託ニナリマ  
シタ特別委員ノ氏名ヲ御報道イタシマス

〔太田書記官長朗讀〕

鐵道敷設法中改正法律案並事業公債條例中改正法律案特別委員

- 子爵曾我 祐準君
- 子爵京極 高典君
- 子爵三島 彌太郎君
- 男爵松平 正直君
- 男爵鈴木 大亮君
- 男爵中川 興長君

富田 鐵之助君 武井 守正君 田中源太郎君

臺灣事業公債法中改正法律案特別委員

子爵山口 弘達君 子爵稻垣 太祥君 男爵尾崎 三良君

柴原 和君 男爵辻 健介君 磯邊 包義君

下條 正雄君 伊澤 修二君 木村利右衛門君

鐵道敷設法中改正法律案並明治二十七年法律第十號中改正法律案特別委員

公爵二條 基弘君 子爵堀田 正養君 子爵青木 信光君

三浦 安君 男爵調所 廣丈君 男爵平野 長祥君

久保田 讓君 太田 平次君 八坂 甚八君

國有土地森林原野下辰申請期間ニ關スル法律案特別委員

伯爵德川 達孝君 子爵立花 種恭君 子爵平松 時厚君

子爵永井 尙敏君 男爵伊藤 雋吉君 男爵有地 品之允君

山脇 玄君 男爵長 松 幹君 角田 林兵衛君

日本勸業銀行法中改正法律案並耕地整理法中改正法律案特別委員

伯爵正親町 實正君 子爵新莊 直陳君 男爵渡 邊 清君

小松原英太郎君 西村 亮吉君 中島 永元君

關 義 臣君 室田 義文君 天春 文衛君

○議長(公爵近衛篤磨君) 明日ノ日程ハ追テ御報道イタシマス、今日ハ散會  
午前十一時散會